

景観重要公共施設の整備に関する 協議の手引き

平成31年4月

福井市 都市戦略部 都市整備室

景観重要公共施設の整備に関する協議の手引き

1. はじめに

公共施設は地域における景観の骨格をなし、地域らしさを表す重要な要素であるため景観に与える影響が大きい施設です。その整備に当たっては良好な景観を先導する役割を有している、道路、公園、河川、漁港等の公共施設について、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき、福井市景観計画において「景観重要公共施設」に位置づけ、整備の際の基準となる「整備に関する事項」と「占用許可の基準」を定めています。

この手引きは、景観重要公共施設の整備の際における、福井市との協議手続きを示したものです。本協議は、景観重要公共施設の整備に関する基準等を踏まえ、良好な景観誘導を実施していくことを目的としています。協議においては、形態や色彩等を総合的に工夫することで、良好な景観形成を目指し、コスト増とならないよう努めていきます。なお、この手引きを見直す場合は、本市と管理者で協議のうえ改定することとします。景観法及び福井市景観計画の趣旨を十分ご理解の上、本市の良好な景観の形成のため、ご協力をお願いします。

2. 協議の要領

景観重要公共施設の整備（工事や外観の変更等）の際には、施設の良い景観形成を図るため、景観計画の「景観重要公共施設の整備に関する事項」並びに「占用許可の基準」に基づいて計画・設計してください。このため、計画・設計段階から本市と協議を開始し、工事等の発注までに協議を終えることとします。

協議にあたっては協議の結果を十分に反映できるよう、期間を見込んでください。また、協議結果については、安全性や経済性を勘案しながら、可能な範囲で真摯に対応するよう努めてください。

協議開始の際に協議書を本市に提出してください。対象となる行為が終了した場合は、協議内容が履行されているかを確認するため、完成後の写真を提出してください。

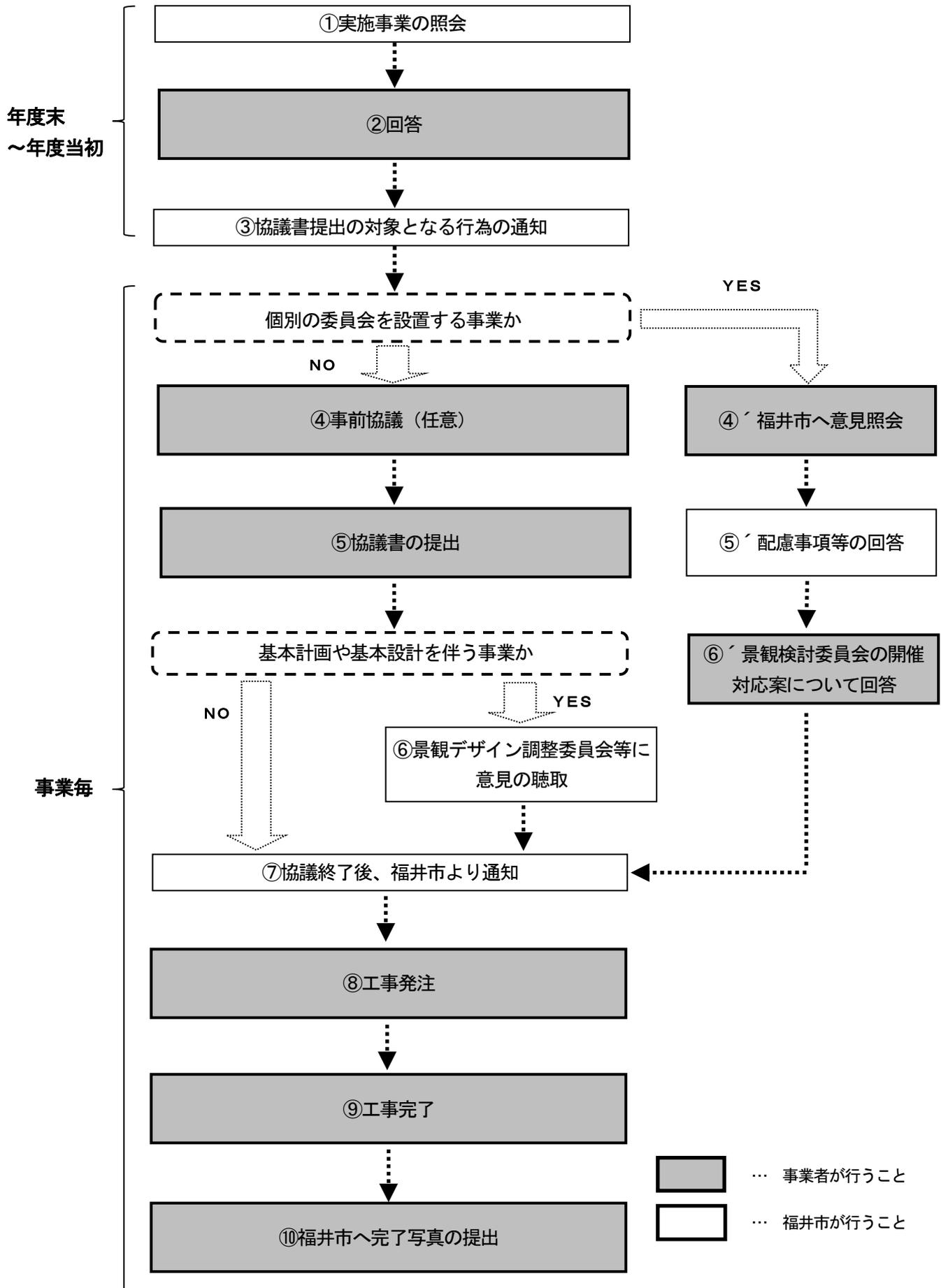
なお、景観重要公共施設の整備にあたり、協議書の提出があった場合は、景観法に基づく通知等は不要となります。（景観法第16条第7項第4号、第5号）

■協議手続きについて

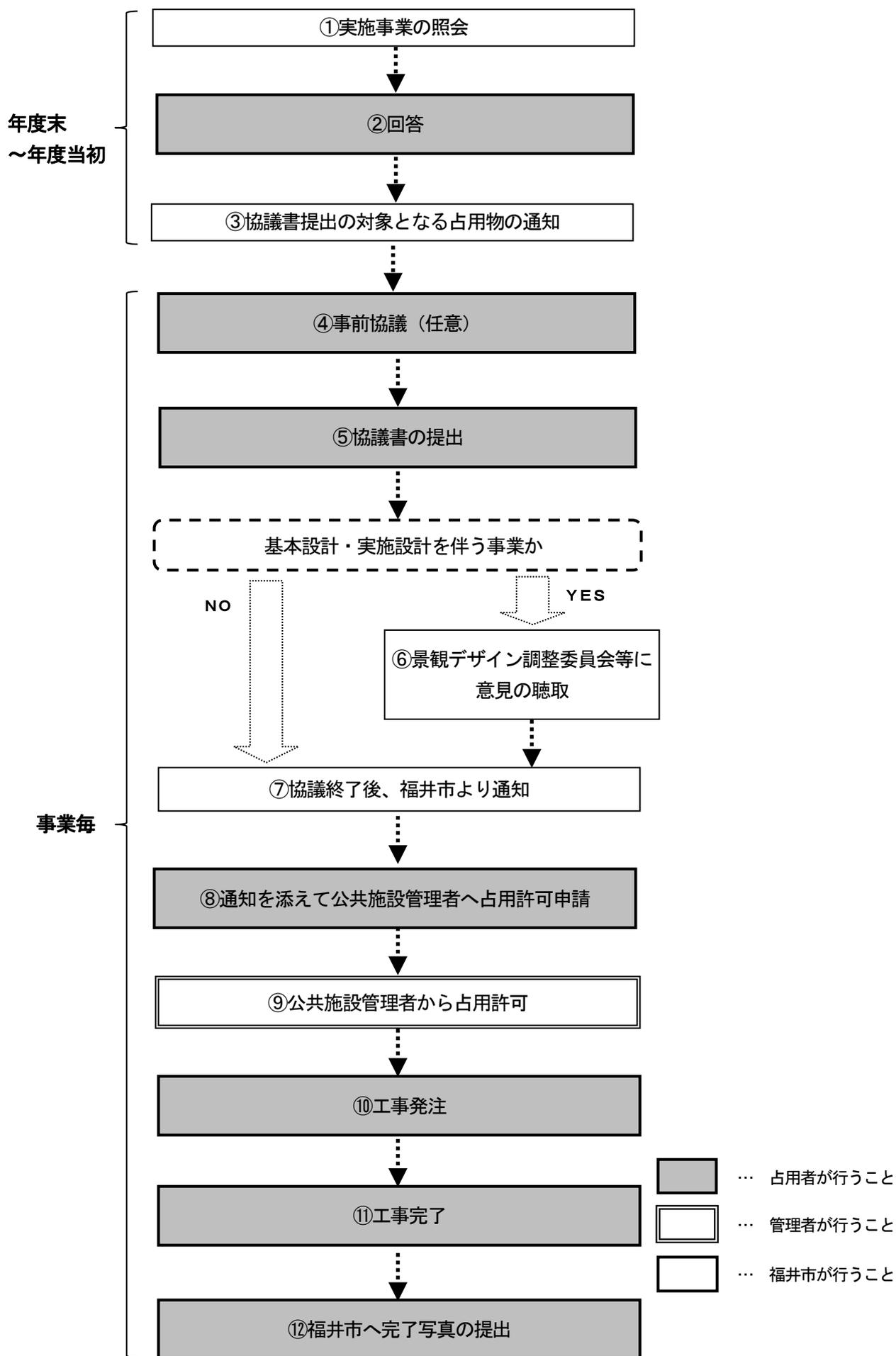
手続きに当たっては、下記の点に留意し図1、2に示す流れに沿って進めてください。

- (1) 規模の大きな行為など、特に景観に対する影響が大きいもの（基本計画や基本設計を伴うもの）については、必要に応じて、福井市景観デザイン調整委員会等に意見を聴く場合があります。この場合は、事前協議を含め1ヶ月程度の期間を予定してください。
- (2) 整備の際に景観検討委員会等を設ける場合、本市への意見照会をもって協議とみなすことが出来る場合があります。意見照会の際は、景観検討委員会等の資料一式もあわせて提出してください。（図1④～⑥参照）
- (3) 協議書の提出に関しては、一連の工事（一事業）で一括して提出してください。但し、内容に変更があった場合は改めて協議書の提出をお願いします。
- (4) 協議書の提出は、代理者（設計コンサルタント等）が行っても構いません。

■景観重要公共施設の整備の流れ（図1）



■景観重要公共施設における占用許可の流れ（図2）



■協議の際に必要な書類（各1部）

下記の資料を基本に、事業や行為内容が分かる資料を提出してください。⑥完成予想図については、可能な範囲での提出をお願いいたします。

①協議書	・福井市都市戦略部都市整備室のHPで掲載しているもの
②位置図	・行為地、占用希望地及び周辺の状況を表示するもの（住宅地図等）
③現況写真	・行為地、占用希望地及び周辺の状況を示すカラー写真で、2方向以上から撮影したもの
④平面、立面図等	・仕上げ方法、使用材料及び色彩を記載すること （色彩についてはマンセル値を記載すること）
⑤構造図	・仕上げ方法及び使用材料を記載すること
⑥完成予想図	・パース等、完成後の全体イメージが分かる図面で着色したもの （可能な限り周辺のまちなみや背景を描いたもの）
⑦その他	・整備、占用内容を示すために必要と考えられる資料 （既製品等の製品カタログなど）
⑧完成写真（工事完了後）	・協議内容が適切に反映されているか確認できる完成写真

3. 景観重要公共施設の整備方針と整備基準（巻末資料参照）

福井市景観計画では、福井市において特に重要と位置づけられる景観重要公共施設を次のように定めています。

- （1）整備に関する基本的な方針を表1に示します。
- （2）福井市全域における整備方針および整備基準を表2に示します。
- （3）福井市都心地区における整備方針および整備基準を表3に示します。
- （4）一乗谷地区における整備方針および整備基準を表4に示します。
- （5）越前水仙群生地区における整備方針および整備基準を表5に示します。
- （6）福井市全域における景観重要公共施設を図1に、福井市都心地区における景観重要公共施設を図2に、一乗谷地区における景観重要公共施設を図3に、越前水仙群生地区における景観重要公共施設を図4に示します。

4. 協議書提出の対象行為および占用物

協議書の提出の対象となる行為および占用物は下記の通りです。また、下記に該当しない場合でも、景観重要公共施設の整備の際には、景観法の規定に基づき、福井市景観計画の「景観重要公共施設の整備に関する事項」並びに「占用許可の基準」に基づいた整備を行う必要があるため、整備内容が周辺景観に影響を及ぼすと考えられる場合は、本市にお問い合わせください。

道路		
行為	福井市全域 (景観形成重点地区を除く)	景観形成重点地区
道路の改良（車線や歩道幅員など構造の変更）	延長50m以上	全て
舗装の新設、改修、色彩の変更	延長50m以上	全て
橋梁の新設、改修、色彩の変更	全て	全て
道路附属物（街路灯、防護柵等）の新設、改修、色彩の変更	延長50m以上	全て
街路樹の新設、樹種の変更	延長50m以上	全て
公共サインの設置、改修	全て	全て
公園		
行為	福井市全域 (景観形成重点地区を除く)	景観形成重点地区
公園の改修	全て	全て
照明施設の新設、改修、色彩の変更	全て	全て
防護柵の新設、改修、色彩の変更	全て	全て
植樹、樹種の変更	全て	全て
遊具の新設、改修、色彩の変更	全て	全て
河川		
行為	福井市全域 (景観形成重点地区を除く)	景観形成重点地区
河川の改修	延長50m以上	全て
照明施設の新設、改修、色彩の変更	延長50m以上	全て
護岸の新設、改修、色彩の変更	延長50m以上	全て
防護柵の新設、改修、色彩の変更	延長50m以上	全て
植樹、樹種の変更	全て	全て
港湾・漁港		
行為	福井市全域 (景観形成重点地区を除く)	景観形成重点地区
港湾・漁港の新設、改修	全て	全て
漁港、港湾施設の新設、改修、色彩の変更	全て	全て

※上記に該当する行為であっても、既に事業計画単位で協議を終えているものは除きます。

占用		
占用物	福井市全域 (景観形成重点地区を除く)	景観形成重点地区
無電柱化に伴って設置された地上機器	全て	全て
公共サイン	全て	全て
電柱	対象外	全て
バス停留所(停車位置を表す標識及び待合所等)	対象外	全て
電車停留所	南北シンボル景観軸	南北シンボル景観軸

※上記に該当する行為であっても、既に事業計画単位で協議を終えているものは除きます。

■次に掲げる行為については、協議の適用を除外します。

- (1) 地下や水面下など容易に見えない所で行う行為
- (2) 外観の変更が伴わない修繕や補修工事
- (3) 法令等で定められたもの、又は全国共通で統一されたもの
- (4) 仮設の工作物の新設、増設、改修又は外観の変更
- (5) 樹木の維持管理の為にを行う剪定
- (6) 樹木の伐採のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 間伐等、樹木の保育のために通常行われる伐採
 - イ 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採
 - ウ 仮植した樹木の移植又は伐採
 - エ 測量、実地検査又は施設の保守の支障となる樹木の伐採
 - オ 施設の安全確保を目的に行う樹木の伐採
 - カ 抜根など地中で行うもの
- (7) 除草及び草刈
- (8) しゅんせつ
- (9) 災害等に対する応急措置
- (10) 既に受けている占用許可の更新で外観に変更を生じないもの
- (11) 本手引き策定以前に設計済みのもの
- (12) 本市の景観デザイン調整を行ったもの

卷末資料

表1 整備に関する基本的な方針

<p>①道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かで潤いある道路景観の形成、山当ての通りなど、通りとしての眺望を創出・保全する上で、地域の状況に応じた電線類の地中化、街路樹や植栽帯の適正な整備・維持・管理を図ります。 ・歩行者が安心して歩くことができ、また、歩行者の回遊性を高めるため、歩道のバリアフリー化や地域の景観特性に応じた舗装のグレードアップを図ります。 ・ガードレールや街灯などを設ける場合は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺景観との調和を図ります。
<p>②公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や来訪者の憩いの場として、四季の変化を演出するものや枝張りの大きなもの、高木など、シンボルとなる樹木を積極的に植樹します。 ・植栽、植樹においては、利用者の安全性に配慮して、犯罪発生の危険性が高まる死角が生じないよう適切な配置計画を行います。
<p>③河川</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水害予防などの安全性を確保しつつ、できる限り施設整備の際には石材などの自然素材又はこれを模したものなどを用い、自然環境に近い河川景観の形成を図ります。 ・河川敷などを利用して河川への親水性を高めるとともに、散策路や広場空間など、市民や来訪者の憩いの場としての積極的な活用を図ります。 ・堤防敷などを利用した並木道については、水害予防などの安全性との調和に配慮しながら、市民や来訪者の身近な散策路として適切に保全・管理していきます。
<p>④港湾 漁港</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾、漁港の安全性と機能性を確保しつつ、できる限り施設整備の際には石材などの自然素材又はこれを模したものなどを用い、自然環境に近い海岸景観の形成を図ります。 ・漁業用施設等は、形態、色彩、素材を工夫し、背景となる山並みを含めた自然景観との調和を図ります。

表2 福井市全域における景観重要公共施設

※表中の a, b, c … 施設に対応した方針及び基準

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
線の景観形成	①	<p>水辺景観軸</p> <p>a 九頭竜川 b 日野川 c 足羽川</p> <p>a 福井平野を潤し市民に恵みを与えてきた九頭竜川の、山並みと調和した雄大で自然豊かな河川景観を保全します。また、自然環境に配慮し必要最小限の整備に努めます。</p> <p>b まちの暮らしに潤いを与え、田園景観を形成してきた日野川の河川景観を保全します。</p> <p>c 福井市のほぼ中央を東西に流れ、山地景観、田園・集落景観、市街地景観という異なる景観を形成する足羽川の特徴的で美しい河川景観を保全します。</p>	<p>a b c 河川区域内に設置する施設は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺環境や自然環境との調和に努める。</p> <p>a b c 施設や工作物は必要最小限の設置に努める。</p> <p>a 豊かな自然と触れ合える水辺環境を活かした空間整備に努める。</p> <p>c 市街地など人が触れ合う機会の多い水辺空間においては、親水空間の整備など都市アメニティの向上に努める。</p> <p>a b c 川からの景観に配慮し、橋の修景に努める。</p> <p>a b c 防護柵は自然景観と調和する素材の使用や河川景観に配慮した形態となるよう努める。</p>
	②	<p>南北風格景観軸</p> <p>a 主要地方道福井丸岡線 b 主要地方道福井朝日武生線 c 一般県道福井鯖江線</p> <p>a b c 福井の発展を支え続ける都市の骨格軸にふさわしい風格ある道路景観を形成します。</p> <p>a b 路面電車が走る福井市固有の景観を演出します。</p>	<p>a b c 周辺景観の先導となるよう舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a b c 街路樹を植栽する場合は、歩道幅員や空間規模に見合ったものとし、根上がり防止など適正な植栽環境の確保に努める。</p> <p>a b c 樹形を損なわない範囲での剪定など、景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a b c 道路附属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザインとなるよう努める。</p>

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
線の景観形成	③	<p>観光ルート 主要な幹線道路</p> <p>a 国道 8 号 b 国道 158 号 c 国道 305 号 d 国道 364 号 e 国道 416 号 f 主要地方道福井加賀線 g 主要地方道鯖江美山線 h 主要地方道福井朝日武生線 i 主要地方道福井金津線 j 一般県道福井港線</p>	<p>a～j 沿道の美しい田園や里地・里山・里海などの自然風景を、来街者や観光客に楽しんでもらえるよう観光地へのアクセスルートや幹線道路沿いでは車窓からの自然景観に配慮します。</p> <p>a～j 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a～j 街路樹を植栽する場合は、歩道幅員や空間規模に見合ったものとし、根上がり防止など適正な植栽環境の確保に努める。</p> <p>a～j 樹形を損なわない範囲での剪定など、景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a～j 防護柵は沿道の自然景観と調和する色彩、素材の使用に努める。特に、車窓等から良好な景観が望める場所においては、透過性が高いものを用いるよう努める。</p> <p>a～j 道路附属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザインとなるよう努める。</p>
	点的景観形成	④	<p>越前海岸周辺</p> <p>a 鷹巣港 b 鷹巣漁港 c 長橋菅生漁港 d 鮎川漁港 e 白浜漁港 f 大丹生漁港 g 大味漁港 h 菜崎漁港 i 居倉漁港 j 三里浜緩衝緑地 k 三里浜ハマナス公園</p>

表3 福井都心地区における景観重要公共施設

※表中の a, b, c … 施設に対応した方針及び基準

景観形成目標		福井らしさを実感できる風格あるシンボル景観の創生	
<p>福井らしい景観を象徴する優れた景観資源を良好に保全・活用するとともに、都市空間の中に埋没することのないよう公共空間やまちなみの中に積極的に取り込みながら、市民が誇りをもち、福井らしさを実感することができる、風格のあるシンボリックな景観を創生します。</p>			
景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
①	<p>足羽山周辺</p> <p>a 足羽山公園（都市公園区域）</p> <p>b 左内公園</p> <p>c 北國街道、歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（主要地方道福井四ヶ浦線、一般県道山奥九十九橋線（公園通り）、桜橋線、福井川西線、市道中央 3-161、295、458 号線）</p> <p>d 市道中央 3-171、220 号線</p>	<p>a まちなかに四季を演出する景観的シンボルとして環境を保全するとともに、回遊性の創出や視点場の整備により、市民に親しまれる緑豊かな景観を形成します。</p> <p>b 地域の誇りである歴史的資源を活かした景観を形成します。</p> <p>c d 足羽山への眺望や周辺景観に配慮した道路景観を形成します。</p>	<p>a 緑の連続した稜線を保全するため、適切な樹木の維持管理に努める。</p> <p>a 公園施設は自然環境に配慮した整備に努める。</p> <p>a b 公園施設は歴史特性に配慮した整備に努める。</p> <p>a 桜、あじさい、紅葉など、四季の変化を映し出す樹木の適正な管理と保全に努める。</p> <p>a 市街地や遠景の山並みを眺望する視点場の保全と、視点場からの眺望に配慮した樹木の管理に努める。</p> <p>a 照明施設の光源は生物など自然環境や周辺景観への影響に配慮する。</p> <p>c d 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>c d 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
面的景観形成	②	<p>駅前周辺</p> <p>a 北の庄城址公園 b 柴田公園 c 歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（主要地方道福井加賀線（城の橋通り）、市道中央 1-332、337、341 号線） d 市道中央 1-330、331、333、625 号線 e 一般県道福井停車場米松線（福井駅北通線）、福井駅豊島上町線（駅前南通り）</p>	<p>a b 北の庄城址の歴史的資源を活かした景観を形成します。 c d e 賑わいと格調があり、回遊性のある歩行者空間を形成します。</p> <p>a b 公園施設は周辺景観に配慮するとともに、自然素材を用いるなど地域の歴史特性を活かしたデザインとなるよう努める。 c d e 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。 c d e 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>
	③	<p>浜町周辺</p> <p>a 歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（桜橋線、市道中央 1-308、310、311、316 号線）</p>	<p>a 浜町界限特有のまちなみや足羽川に隣接する特性を活かして、グリフィス記念館を拠点に市民や訪れる人が歩いてみたくなるおもてなしの景観を形成します。</p> <p>a 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。 a 既に整備されたデザインを継承させ適正に管理する。 a 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
指定する公共施設			
面的景観形成	④	<p>養浩館庭園周辺</p> <p>a 御泉水公園 b 歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（市道中央1-386、392、394、399、405号線） c 市道中央1-406号線</p>	<p>a b c 保存管理計画を踏まえ、養浩館庭園及び郷土歴史博物館の歴史的雰囲気と水と緑が一体となった文化の薫り高いまちなみを形成します。</p> <p>a 養浩館庭園の歴史的雰囲気を踏まえて整備された公園として、適切な管理と保全に努める。 a 整備された歴史的雰囲気に配慮し、不要な公園施設は設けないように努める。 a b c 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。 a b c 既に整備されたデザインを継承・向上させ適正に管理する。 b c 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>
	⑤	<p>福井城址周辺</p> <p>a 中央公園 b 福井城址公園、御本丸緑地 c 歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（一般県道御本丸大手町線、県庁線、市道中央1-361、363、368、369号線） d 市道中央1-359、372、375号線</p>	<p>a 福井城下町の中心であった福井城址（本丸跡）の歴史的環境と一体となった景観を形成します。 b 都市空間における歴史の核である福井城址を活かした風格ある歴史景観を形成します。 c d 福井城址への眺望や周辺景観に配慮した道路景観を形成します。</p> <p>a 歴史を体感できる空間づくりやお堀・石垣などの周辺景観に配慮した整備と保全に努める。 b 公園施設は福井城址の歴史的景観に配慮し、自然素材・材料を用いるか、これを模した仕上げをするなどの配慮に努める。 a b 歴史景観に配慮した植栽の整備と維持管理に努める。 c d 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。 c d 「楽しみながら歩ける回遊の道」における方針、基準に沿った整備とする。</p>

景観形成資源 指定する公共施設		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
面的景観形成	⑥ 片町周辺 a 桜橋線 b 市道中央 1-291 号線 c 北國街道、歴史のみち（市道中央 1-269 号線） d 錦公園	a b c 商業、業務、娯楽機能が集積し、多くの観光客や来街者が訪れるエリアとして、賑わいを感じられる景観を形成します。 d 賑わいの中の広場として、花や緑による潤いのある公園空間を形成します。	a b c 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。 a b c 歩行者の安全性や防犯性に配慮し、舗装や街路灯の適切な整備と維持管理に努める。 d 緑陰のできる高木や四季が感じられる樹種の植樹と適切な維持管理に努める。
	⑦ 足羽川沿い a 足羽川 b 荒川 c 木田橋（豊島木田線） d 泉橋（市道中央 3-272 号線） e 幸橋（主要地方道福井朝日武生線） f 桜橋（桜橋線） g 九十九橋（主要地方道福井四ヶ浦線） h 花月橋（花月新町線） i 東公園	a b 都市空間に潤いを与える重要な景観要素として、市民に親しまれ、憩いや交流の場（オープンカフェ利用など）となる花と緑に包まれた水辺景観を形成します。 c～h 足羽川に架かる橋の修景により、まちの骨格となる良好な水辺景観軸を形成します。 i 市民に親しまれる公園として、様々なレクリエーションに活用できるような周辺環境を活かした空間を形成します。	a b 河川区域内に設置する施設は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺環境や自然環境との調和に努める。 a b 安全性に支障が無い範囲で、多くの人々に親しまれる桜の保全に努める。 a 河川敷などを利用し親水性を高めるとともに、散策路や広場空間の整備に努める。 c～h 足羽川に架かる橋は、水辺景観や周辺の市街地環境との調和に配慮し修景を図る。 c～h 魅力ある夜間景観の創出のため、統一感のある光により、欄干や橋脚のライトアップに努める。 i まちなかにおける広場としての利用を考慮し、水辺に近い環境を活かした公園整備に努める。

景観形成資源 指定する公共施設		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
線的景観形成	<p>⑧</p> <p>桜の回廊</p> <p>a 桜の回廊内の県道、市道（主要地方道福井加賀線（芦原街道）、一般県道殿下福井線（さくら通り）、一般県道吉野福井線（さくら通り）、城勝線、本町明里線（木町通り）、市道東部2-42号線）</p> <p>b 足羽川</p> <p>c 荒川</p> <p>d 東公園</p>	<p>a～d 「さくら名所100選」として全国にも知られる足羽川の桜堤をはじめ、さくら通りや木町通りなどの桜並木をつなぐことにより、回遊性のある桜の回廊を形成します。</p>	<p>a～d 桜の回廊を形成するため、桜の適正な管理・保全を行い、植栽する場合は、桜の植樹に努める。</p> <p>a～d 回遊性を高めるため、十分な歩道空間や散策路の整備に努める。</p> <p>a～d 根上がり防止など、適正な植栽環境の確保に努める。</p>
	<p>⑨</p> <p>楽しみながら歩ける回遊の道</p> <p>a 北國街道、歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（主要地方道福井丸岡線（フェニックス通り）、主要地方道福井朝日武生線（フェニックス通り）、主要地方道福井加賀線（城の橋通り）、主要地方道福井四ヶ浦線、一般県道山奥九十九橋線（公園通り）、一般県道御本丸大手町線、桜橋線、福井川西線、県庁線、市道中央1-269、280、285、308、310、311、316、332、337、341、359、361、363、368、369、380、381、386、392、394、399、405、3-161、295、458号線）</p> <p>b 市道中央1-330号線</p> <p>c 一般県道福井停車場米松線（福井駅北通線）、福井駅豊島上町線（駅前南通り）</p> <p>d 市道中央1-331、333、625号線</p> <p>e 市道中央1-406号線</p> <p>f 市道中央1-359、369、372、375号線</p> <p>g 市道中央3-171、220号線</p>	<p>a～g 福井らしさを象徴する多様な景観資源が集積する特性を活かし、誰もがゆっくりと楽しみながら歩ける道路景観を形成します。</p>	<p>a～g 快適な歩行空間を創出するため、歩道の高質化に努める。</p> <p>a～g 根上がり防止など、適正な植栽環境の確保に努める。</p>

景観形成資源 指定する公共施設		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
線的景観形成	<p>南北シンボル景観軸</p> <p>a 主要地方道福井丸岡線（フェニックス通り）</p> <p>b 主要地方道福井朝日武生線（フェニックス通り）</p> <p>⑩</p>	<p>a b 戦災復興により高幅員で整備されたフェニックス通りは、その名のとおり福井の発展を支え続けた通りであり、風格のある道路景観を形成します。</p>	<p>a b 周辺景観の先導となるよう舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a b 歩道舗装の高質化を推進するとともに、工事後の現状復旧を徹底するなど適切な維持管理に努める。</p> <p>a b 緑豊かな樹種を植樹し、風格ある沿道景観の形成と景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a b 道路附属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザイン、光源の統一に努める。</p> <p>a b 交差点部分は視点場として一体感のある景観となるよう努める。</p> <p>a b 根上がり防止など、適正な植栽環境の確保に努める。</p>
	<p>東西シンボル景観軸</p> <p>a 主要地方道福井停車場線、主要地方道福井加賀線（中央大通り）</p> <p>b 一般県道福井停車場勝見線（東大通り）</p> <p>c 本町明里線（木町通り）</p> <p>d 主要地方道福井加賀線（城の橋通り）</p> <p>⑪</p>	<p>a b c J R 福井駅を起点として東西に伸びるメインストリートとして、潤いに包まれた風格ある道路景観を形成します。</p> <p>d 福井 I C から都心地区へのアクセス路となる城の橋通りは、自動車利用者が福井を最初にイメージする通りとして、良好な沿道景観を形成します。</p>	<p>a ~ d 周辺景観の先導となるよう舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a ~ d 歩道舗装の高質化を推進するとともに、工事後の現状復旧を徹底するなど適切な維持管理に努める。</p> <p>a ~ d 緑豊かな樹種を植樹し、風格ある沿道景観の形成と景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a ~ d 道路附属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザイン、光源の統一に努める。</p> <p>a ~ d 交差点部分は視点場として一体感のある景観となるよう努める。</p> <p>a ~ d 根上がり防止など、適正な植栽環境の確保に努める。</p>

景観形成資源 指定する公共施設		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準
線の景観形成	<p style="text-align: center;">歴史環境軸</p> <p>a 県庁線</p> <p>b 歴史のみち、歴史資源をつなぐ回廊（主要地方道福井朝日武生線（フェニックス通り）、主要地方道福井加賀線（城の橋通り）、主要地方道福井四ヶ浦線、一般県道山奥九十九橋線（公園通り）、一般県道御本丸大手町線、桜橋線、福井川西線、松岡菅谷線（松本通り）、市道中央 1-269、271、276、280、285、308、310、311、316、332、337、341、359、361、363、368、369、380、381、386、392、394、399、405、3-161、295、458 号線）</p> <p>c 北國街道 （主要地方道福井朝日武生線（フェニックス通り）、主要地方道福井四ヶ浦線、一般県道山奥九十九橋線（公園通り）、松岡菅谷線（松本通り）、市道中央 1-269、271、276、440、3-295 号線）</p>	<p>a 駅と城址がつながる重要な動線として、歴史を感じさせ緑がつながる賑わいと潤いの空間を形成します。</p> <p>b 歴史資源を結ぶ回遊ルートとしての演出を行うことで「一歩先へ」行ってみたくなる道路景観を形成します。</p> <p>c 福井城下の時代に人や物、文化が通る主要な街道として、歴史が感じられる道路景観を形成します。</p>	<p>a b c 歴史資源との調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインし、城址へ誘う魅力ある道路景観の形成に努める。</p> <p>b 回遊ルートとして一体感のあるデザインとなるよう努める。</p> <p>c 北國街道としての歴史性や、連続性に配慮した素材やデザインとなるよう努める。</p> <p>a 様々な催事に活用できる広場空間としての機能を意識した整備に努める。</p> <p>a 城址の雰囲気と調和した樹種を植樹し、駅から城址へと緑がつながる空間の形成と景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a b 歩道舗装の高質化を推進するとともに、工事後の現状復旧を徹底するなど適切な維持管理に努める。</p> <p>a 道路附属物や占用物は共架するとともに、城址への眺望を意識した位置やデザイン、光源の統一に努める。</p>
	<p style="text-align: center;">その他の 主要な道路</p> <p>a 一般県道福井停車場米松線（お泉水通り）</p> <p>b 豊島木田線、東口都心環状線、日之出志比口線（木田橋通り）</p> <p>c 松岡菅谷線（松本通り）</p> <p>d 主要地方道福井加賀線（芦原街道）</p> <p>e 主要地方道福井朝日武生線</p> <p>f 一般県道東郷福井線</p>	<p>a ~ f 福井都心地区内の主要な移動経路として、周辺のまちなみに配慮した道路景観を形成します。</p>	<p>a ~ f 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a ~ f 特に歩道部においては、工事後の現状復旧を徹底するなど適切な維持管理に努める。</p> <p>a ~ f 街路樹は歩道幅員や空間規模に見合ったものとし、根上がり防止など適正な植栽環境の確保に努める。</p> <p>a ~ f 樹形を損なわない範囲での剪定など、景観に配慮した維持管理に努める。</p> <p>a ~ f 道路附属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザイン、光源の統一に努める。</p>

表4 一乗谷地区における景観重要公共施設

※表中の a, b, c … 施設に対応した方針及び基準

景観形成目標		悠久の自然と歴史、生活文化の未来への継承		
<p>美しい自然や風景の上に、400年以上が経過した現在も城下町としての栄華を伺わせる朝倉氏の遺跡や、人々の生活や営みなどが融和している“本物が感じられる”景観を、次代へと継承していきます。</p>				
景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準	
指定する公共施設				
面的景観形成	①	<p>天神橋～下城戸エリア</p> <p>a 主要地方道鯖江美山線 b 主要地方道篠尾勝山線 c 一乗谷川 d 足羽川 e 天神橋（主要地方道篠尾勝山線）</p>	<p>a～e 単に良好な自然の風景を保全するだけでなく、訪れる人をもてなすための新たな緑の創出、歴史的な雰囲気や漂わせる仕掛けづくり、結節ポイントにおける景観的演出などを図り、悠久の自然と歴史を実感できる郷へのプロローグにふさわしい景観を形成します。</p>	<p>a～e 特別史跡エリアに配慮した整備に努める。</p>
		<p>特別史跡エリア</p> <p>a 主要地方道鯖江美山線 b 一乗谷川 c 朝倉大橋（市道南部2-648号線）</p>	<p>a b c 特別史跡内の整備については文化財保護法及び遺跡の管理計画を遵守するとともに、豊かな自然環境など周辺環境との調和を図ります。</p> <p>a b c 戦国時代の栄華を今に伝える重要な歴史資源である庭園跡や復原町並、その舞台となった一乗城山などの山並みや一乗谷川の水辺及びその流域の景観を保全します。</p> <p>a b c 地区としてのイメージを損ねる要因や行為を規制、排除、又は適正な誘導を図ることにより、戦国ロマンを想起させる歴史遺構と自然が調和した景観を形成します。</p>	<p>a b c 文化財保護法及び遺跡の管理計画を遵守するとともに、一乗谷地区における景観の核である史跡の歴史と周辺の自然環境に調和した整備に努める。</p>
	②			

景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準	
指定する公共施設				
面的景観形成	③	<p>上城戸～小次郎の里 エリア</p> <p>a 主要地方道鱒江美山線 b 一般県道一乗谷朝倉氏遺跡東大味線 c 市道南部 2-445 号線 d 市道南部 2-454 号線 e 一乗谷川</p>	<p>a～e 朝倉城下の暮らしを支えた一乗谷川と流域の田園景観、それらの背景となる山並みが構成する谷筋に根付いた集落景観や歴史・文化を保全します。</p> <p>a～e 特別史跡エリアなどとの結節ポイントや、朝倉城下への入口であった大手道における景観的演出などを図り、豊かな自然と人々の生活が融和した景観を形成します。</p>	<p>a～e 特別史跡エリアに配慮した整備に努める。</p>
	④	<p>小次郎の里～一乗滝 エリア</p> <p>a 市道南部 2-454 号線 b 一乗谷川</p>	<p>a b 一乗谷川の源流で、歴史的な伝説も残る荘厳な一乗滝へのアプローチとして、都市的な要素の排除や地域本来の原生植生の再生を図り、緑の聖域を形成します。</p>	<p>a b 特別史跡エリアに配慮した整備に努める。</p>
線的景観形成	⑤	<p>水辺景観軸</p> <p>a 一乗谷川 b 足羽川 c 朝倉大橋（市道南部 2-648 号線） d 天神橋（主要地方道篠尾勝山線）</p>	<p>a ホテルが棲息する一乗谷川の自然豊かな水辺環境を保全・再生します。</p> <p>b 自然豊かな足羽川の水辺環境を保全します。</p> <p>c 歴史的遺構を活かしたデザインとすることで周辺景観との調和を図ります。</p> <p>d 一乗谷への玄関口として歴史的な雰囲気演出します。</p>	<p>a b 河川区域内に設置する施設は必要最小限の設置とし、設置する場合には形態、色彩、素材を工夫し、周辺環境や自然環境との調和に努める。</p> <p>a 護岸には石材などの自然素材又はこれを模したものをを用いるなど、自然環境に近い河川景観の形成に努める。</p> <p>c d 形態、色彩、素材を工夫し、地域の歴史や周辺景観との調和を図るとともに、生物など自然環境への影響に配慮する。</p> <p>a b 防護柵は周辺景観と調和する色彩、素材や眺望に配慮した透過性が高いものを用いるよう努める。</p> <p>c d 照明施設の光源は生物など自然環境や周辺景観への影響に配慮する。</p>
	⑥	<p>骨格となる 道路景観軸</p> <p>a 主要地方道鱒江美山線 b 主要地方道篠尾勝山線 c 一般県道一乗谷朝倉氏遺跡東大味線 d 市道南部 2-445 号線 e 市道南部 2-454 号線</p>	<p>a～e 山並みや田園風景などの自然景観に配慮するとともに、歴史的な景観との調和を図ります。</p>	<p>a～e 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a～e 道路附属物や占用物は共架するとともに、沿道景観に配慮した位置やデザインとなるよう努める。</p> <p>a～e 防護柵は周辺景観と調和する色彩、素材や眺望に配慮した透過性が高いものを用いるよう努める。</p> <p>a～e 一乗谷の景観が楽しめる視点場や休憩施設の整備に努める。</p> <p>a～e 照明施設の光源は生物など自然環境や周辺景観への影響に配慮する。</p>

表5 越前水仙群生地区における景観重要公共施設

※表中の a, b, c … 施設に対応した方針及び基準

景観形成目標		人と自然に育まれた文化的景観の保全		
<p>日本三大水仙群生地の一つである越前水仙群生地の美しい景観と、長年にわたりこれを育み続けてきた人々の生活や生業が密接に結びついている文化的景観を未来に継承するとともに、福井県を代表する観光・レクリエーション拠点にふさわしい、自然や文化の薫り高い空間を形成します。</p>				
景観形成資源		景観重要公共施設の整備方針	景観重要公共施設の整備基準	
指定する公共施設				
線の景観形成	①	<p>骨格となる道路景観軸</p> <p>a 国道 305 号</p>	<p>a 国定公園内の整備においては自然公園法を遵守し、自然環境との調和を図ります。</p> <p>a 越前海岸とその海岸線まで迫る山並みや、一面に広がる越前水仙が織りなす地域固有の美しい海岸景観との調和を図ります。</p>	<p>a 周辺景観への調和を図るとともに、舗装、排水溝、街路樹、標識、占用物などを総合的にデザインすることで良好な道路景観の形成に努める。</p> <p>a 照明施設の光源は生物など自然環境や周辺景観への影響に配慮する。</p> <p>a 道路附属物や占用物は越前海岸や山並みへの眺望を阻害しないよう必要最小限の設置に留めるとともに、色彩や透過性などを工夫し周辺景観との調和に努める。</p> <p>a 法面は自然環境に配慮した形態、色彩、素材とし、周辺景観に合わせて緑化に努める。</p>
		<p>越前海岸周辺</p> <p>a 居倉漁港</p>	<p>a 国定公園内の整備においては自然公園法を遵守し、自然環境との調和を図ります。</p> <p>a 越前海岸や背後の山並みの自然、密集する特徴的な集落景観との調和を図ります。</p>	<p>a 漁港施設は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺環境や自然景観との調和に努める。</p>
点的景観形成	②			

2 占用許可の基準

(1) 占用に関する基本的な方針

景観重要公共施設として指定された公共施設において、公衆電話や電柱、広告塔、バス停留所、アーケード、電力機器、上下水道管、その他の占用物件を設置する際には、当該景観重要公共施設の整備方針に適合する位置及びデザインとします。歩行者系標識（サイン）などについては、「福井市公共サインマニュアル」に基づいて設置するほか、地域の景観特性に応じて占用物を含めた総合デザインとします。

(2) 許可基準を個別に定める占用物

占用物	公共施設	許可基準
無電柱化に伴って設置された地上機器	全ての景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和を考慮し、色彩はグレーベージュ（10YR6/1程度）または、ダークブラウン（10YR2/1程度）を基本とする。 ・ただし、地区特性や周辺景観に調和した位置及びデザインのものはこの限りではない。
公共サイン	全ての景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市公共サインマニュアルに基づいて設置する。 ・史跡周辺や観光地区においては、地区特性や周辺景観に調和した位置及びデザインとする。
電柱	全ての景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り道路敷地外に設置するよう努める。
	浜町周辺、養浩館庭園周辺、一乗谷地区（特別史跡エリア）内の景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩はダークブラウン（10YR2/1程度）とし、周辺景観に調和した位置及びデザインとする。
バス停留所 （停車位置を表す標識及び待合所等）	浜町周辺、養浩館庭園周辺、一乗谷地区（特別史跡エリア）内の景観重要公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地区特性や周辺景観に調和した位置及びデザインとする。
電車停留所	南北シンボル景観軸	<ul style="list-style-type: none"> ・形態意匠はシンプルなデザインとする。 ・上屋及び安全柵等の色彩は、グレーベージュ（10YR6/1程度）とし、上屋の横桁部にはアクセントカラーを施すこととする。